
「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の 総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」 の変更について

令和7年2月
環境省

- 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている。
- 前回の令和5年の見直しにおいては、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、
 - 廃棄物分野における脱炭素化の推進
 - 循環経済への移行に向けた取組の推進
 - 廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
 - デジタル技術の活用等による動静脈連携などに関する変更を行った。
- 他方で、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとされていた。今般、令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定する。

基本方針の改定イメージ①

- 基本方針の改定に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形とし、下記の目標値とする。
- ②、③、⑥、⑦については、現行よりも低い目標値となっているが、過去の実績や経済活動の見通しなどを基にしつつ、各取組を進めた場合の効果を現時点で最大限見込んだ値として設定。（算出方法の詳細は後ページの「各目標値の設定の考え方」に記載。）

現行の基本方針		改定後の基本方針	
指標	目標値（目標年度）	目標値（目標年度）	出所など
①一般廃棄物の排出量	平成24年度比約16%削減（令和7年度） ※45百万トン（H24年度）→約38百万トン（R7年度）	令和4年度比約9%削減（令和12年度） ※40百万トン（R4年度）→約37百万トン（R12年度）	第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約440グラム（令和9年度） ※H24年度は533グラム	約478グラム（令和12年度） ※R4年度は496グラム	
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約28%（令和9年度）	約26%（令和12年度） ※R4年度は約20%	
④一人一日当たりごみ焼却量 （追加）	— ※H24年度は726グラム	約580グラム（令和12年度） ※R4年度は679グラム	第五次循環計画
⑤一般廃棄物の最終処分量	平成24年度比約31%削減（令和7年度） ※4.7百万トン（H24年度）→約3.2百万トン（R7年度）	令和4年度比約5%削減（令和12年度） ※3.4百万トン（R4年度）→約3.2百万トン（R12年度）	第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。
⑥産業廃棄物の排出量	平成24年度比約3%増加に抑制（令和7年度） ※379百万トン（H24年度）→約390百万トン（R7年度）	令和4年度比約1%増加に抑制（令和12年度） ※370百万トン（R4年度）→約374百万トン（R12年度）	
⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	約38%（令和7年度）	約37%（令和12年度） ※R4年度は約37%	
⑧産業廃棄物の最終処分量	平成24年度比約24%削減（令和7年度） ※13百万トン（H24年度）→約10百万トン（R7年度）	令和4年度比約10%削減（令和12年度） ※8.7百万トン（R4年度）→約7.8百万トン（R12年度）	

基本方針の改定イメージ②

- 基本方針の改定に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形とし、下記の目標値とする。
- ⑫～⑭の3指標については相当程度の進捗が見られている。各リサイクル法などに基づく対応が進められており、各法の枠組みのなかで進捗を確認することとして、本基本方針からは削除する。

現行の基本方針		改定後の基本方針	
指標	目標値（目標年度）	目標値（目標年度）	出所など
⑨廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合（変更なし）	46%（令和9年度）	46%（令和9年度） ※R2年度は約41%	第五次循環計画
⑩一般廃棄物の最終処分場の残余年数	22.4年分を維持（令和7年度）	22.4年分を維持（令和12年度） ※R4年度は23.4年分	第五次循環計画
⑪産業廃棄物の最終処分場の残余年数	17年分を維持（令和7年度）	17年分を維持（令和12年度） ※R4年度は20.8年分	第五次循環計画
⑫家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	200以上	削除 ※63自治体（H28年度）から180自治体（R4年度）に増加。なお、食品リサイクル法に基づく基本方針において食品ロス削減目標等を設定しており、当該目標に基づき取組の進捗を確認する。	
⑬小売業者が家電法に基づく引取義務を負わない特定家庭用機器一般廃棄物の回収体制を構築している市町村の割合	100%	削除 ※58.7%（H24年度）から86.1%（人口ベースでは97.6%）（R2年度）に増加。なお、特定家庭用機器再商品化法に基づく基本方針において特定家庭用機器廃棄物の回収率の目標値を設定しており、当該目標に基づき取組の進捗を確認する。	
⑭使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	80%以上	削除 ※約62%（H27年度）から約81%（人口ベースでは約94%）（R1年度）に増加。なお、小型家電リサイクル法に基づく基本方針において使用済小型電子機器等の再資源化量の目標値を設定しており、当該目標に基づき取組の進捗を確認する。	

各目標値の設定の考え方

指標	目標値 (令和12年度)	指標の概要	目標値の算出方法の概要 ※第五次循環計画の各指標と同様のフローで算出・設定。
①一般廃棄物の排出量	約37百万トン	- 一般廃棄物の総排出量（発生量）。 - 本指標の減少は、各主体の総体的な取組とともに、国民や事業者（事業系ごみ）のごみの発生抑制の取組の進展を表す。	- 日本の将来推計人口に、一般廃棄物対策シナリオを反映した人口あたりの一般廃棄物発生量を乗じて算出。一般廃棄物対策シナリオでは、厨芥、プラスチック等を重点ケースとして設定。 - 一般廃棄物の総排出量については、プラスチックや厨芥等の大幅な削減により、変更前の目標値に向けて順調に取組が進んでいる状況。今回の目標設定では、今後の人口減少も考慮しつつ、引き続き各項目の廃棄物発生量の削減に取り組むことで、変更前の目標値より更なる進捗を見込んだ目標設定となっている。
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478グラム	- 国民1人が1日に排出する家庭系ごみの排出量（資源ごみを除いた家庭系から出るごみの量）。 - 本指標の減少は、各主体の総体的な取組とともに、国民のごみの発生抑制の取組の進展を表す。	- 一般廃棄物対策シナリオを反映した人口あたりの一般廃棄物発生量と同じ削減割合を、現状値に乘じて算出。 - 変更前の目標設定時は、木竹草類、金属、ガラス等について一定程度の発生量削減を見込んでいたが、当該項目については大きな進捗がなかった。今回の目標設定では、重点的に取り組むものとして引き続き厨芥、プラスチック等を設定しているが、木竹草類、金属、ガラス等については発生量の大幅な削減が難しいことを見込み、目標値を設定している。そのため、変更前の目標値より低い目標設定となっている。
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%	- 廃棄物発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合。 - 本指標の増加は、廃棄物処理におけるリサイクル量拡大の取組の進展を反映しており、国民、自治体、排出事業者・リサイクル事業者の取組の進展を表す。	- 推計した一般廃棄物発生量に、一般廃棄物対策シナリオを反映した廃棄物の処理比率を乗じて、循環利用量を算出。 - 変更前の目標設定時は、紙、金属について一定程度の循環利用率の上昇を見込んでいたが、当該項目については大きな進捗がなかった。今回の目標設定では、重点的に取り組むものとして引き続きプラスチック、厨芥等を設定しているが、紙、金属については循環利用率の上昇幅前回より低く見込み、目標値を設定している。そのため、変更前目標値より低い目標設定となっている。
④一人一日当たりごみ焼却量	約580グラム	- 国民1人が1日に排出する一般廃棄物のうち、焼却処理される量。 - 本指標の減少は、国民・事業者のごみの発生抑制の取組に加え、自治体などのごみの焼却処理から循環利用への転換に向けた取組の進展を表す。	- 推計した一般廃棄物発生量に、一般廃棄物対策シナリオを反映した廃棄物の焼却率を乗じて算出。 - 一般廃棄物の排出量の削減により、一人一日あたりごみ焼却量も減少している。今回の目標設定では、引き続き各項目の廃棄物発生量の削減に取り組むとともに、プラスチック、厨芥等の更なる循環利用率の上昇に重点的に取り組むことで、現状より更なる進捗を見込んだ目標設定となっている。
⑤一般廃棄物の最終処分量	約3.2百万トン	- 廃棄物やその焼却残渣等の埋立量。 - 本指標の減少は、最終処分場ひっ迫という課題への対応状況とともに、各主体の総体的な取組の進展を表す。	- 推計した一般廃棄物発生量に、一般廃棄物対策シナリオを反映した廃棄物の最終処分率を乗じて算出。 - 一般廃棄物の排出量の削減により、最終処分量についても近年減少している。今回の目標設定では、引き続き各項目の廃棄物発生量の削減に取り組むとともに、プラスチック、厨芥等の更なる循環利用率の上昇に重点的に取り組むことを見込んだ目標設定となっている。
⑥産業廃棄物の排出量	約374百万トン	- 産業廃棄物の総排出量（発生量）。 - 本指標の減少は、各主体の総体的な取組とともに、事業者のごみの発生抑制の取組の進展を表す。	- 国内最終需要の将来推計に、各種政府計画の方向性を反映した最終需要あたりの廃棄物発生強度（発生度合い）を乗じて算出。 - 変更前の目標設定時の見込みよりも、金属、鉱さい等について発生量が少なかったことから、近年は全体の排出量も減少傾向にあった。今回の目標設定では、石炭火力発電の減少に伴う燃え殻、ばいじんなどの減少を見込んでいるものの、畜産物の生産努力目標を考慮した動物のふん尿の増加、太陽光パネルの廃棄量増加に伴う金属、ガラス等の増加を見込んで目標値を設定している。そのため、令和4年度比約1%増加に抑制という目標設定となっている。
⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	約37%	- 廃棄物発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合。 - 本指標の増加は、廃棄物処理におけるリサイクル量拡大の取組の進展を反映しており、排出事業者やリサイクル事業者の取組の進展を表す。	- 推計した産業廃棄物発生量に、産業廃棄物対策シナリオを反映した廃棄物の処理比率を乗じて、循環利用量を算出。産業廃棄物対策シナリオでは、廃油、廃プラスチック等を重点ケースとして設定。 - 変更前の目標設定時は、動物のふん尿等について循環利用率上昇を見込んでいたが、当該項目について大きな進捗がなかった。今回の目標設定では、廃油、廃プラスチック等の循環利用率の上昇を見込んでいるものの、全体発生量に占める割合が大きく、循環利用率の上昇が難しい汚泥の同程度の発生や動物のふん尿の増加が見込まれることに加え、2050年カーボンニュートラルに向けた高炉鋼から電炉鋼への転換や石炭火力発電の減少により、循環利用率が高い鉱さい、ばいじん、燃え殻等の発生量が減少することを考慮して設定している。そのため、変更前目標値より低い目標設定となっている。
⑧産業廃棄物の最終処分量	約7.8百万トン	- 廃棄物やその焼却残渣等の埋立量。 - 本指標の減少は、最終処分場ひっ迫という課題への対応状況とともに、各主体の総体的な取組の進展を表す。	- 推計した産業廃棄物発生量に、産業廃棄物対策シナリオを反映した廃棄物の最終処分率を乗じて算出。 - 産業廃棄物の発生量の削減により、最終処分量についても近年減少している。今回の目標設定では、石炭火力発電の減少等による鉱さい、ばいじん、燃え殻等の発生量の減少を考慮しつつ、廃プラスチック等の更なる循環利用率の上昇に重点的に取り組むことで、変更前の目標値より更なる進捗を見込んだ目標設定となっている。

各目標値の達成に向けた施策

指標	目標値 (令和12年度)	目標値達成に向けた施策 ※各施策・各主体の取組は相互に連携しているため、取組・施策を切り分けることはできないが、各目標に関する代表的な取組を記載。
①一般廃棄物の排出量	約37百万トン	（国民）国民によるごみ発生抑制に向けた行動が重要であり、商品購入の際に、容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、有機資源由来の商品など環境に配慮された商品の選択に努める。また、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリングなどのサービスの利用も排出削減に有効である。特に食品については、期限表示への理解、適量の購入、食べきりなどによって、食品ロスの削減に資する行動が重要である。 （国民）国民がごみを排出する際には、分別排出を行うことで、自治体などの循環利用に向けた取組に協力することが重要である。 参考サイト：Re-Style - 限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。(env.go.jp) ※循環型社会のライフスタイル促進活動「Re-Style」HP
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478グラム	（事業者）事業者は、国民の行動を後押しするため、物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器などが廃棄物となった場合に、排出抑制・分別排出・循環利用が円滑にできるよう配慮することが重要である。
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%	（自治体）住民のごみの排出抑制に関し、普及啓発などを行うとともに、経済的インセンティブを活用した排出抑制等を進めるため、廃棄物処理の有料化の導入といった方法をとることもできる。 （自治体）廃棄物の分別収集・再生利用を推進し、循環利用を進める。例えば他の市町村や都道府県との連携により広域的な循環利用を進める。さらに、再生利用の効率化の観点から、関係機関との連携体制構築や民間事業者の活用を行う。 参考サイト：（1）一般廃棄物処理基本計画策定指針 環境再生・資源循環 環境省 (env.go.jp) （2）環境省 市町村の一般廃棄物処理事業の3 R化のための支援ツール (env.go.jp)
④一人一日当たりごみ焼却量	約580グラム	（政府）国民の取組を後押しするためにも、環境教育やマイバッグ・マイボトルの持参、適量購入などの普及啓発に取り組む。例えば、食品ロス削減に向けて、飲食店での食品ロス削減を呼びかける「mottECO」普及啓発活動を進める。 （政府）廃棄物の循環利用を進めるため、廃掃法上の特例制度である再生利用に係る特例制度や広域認定制度の円滑な運用を図る。 （政府・自治体）特に④については、一般廃棄物処理施設整備の支援あたって、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化などの推進による焼却量削減の取組を進め、資源循環型の処理システムを構築するとともに、温室効果ガス排出を抑制を図る。
⑤一般廃棄物の最終処分量	約3.2百万トン	
⑥産業廃棄物の排出量	約374百万トン	（事業者）原材料の選択や製造工程・輸送工程の工夫、取引慣行の改善などにより、製造・流通・販売のサプライチェーン全体で廃棄物の排出抑制を進める。 （事業者）排出した廃棄物については、再生利用の拡大に向けて、製造事業者と廃棄物・リサイクル事業者の動静脈連携により、再生材の活用を進める。
⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	約37%	（政府）廃棄物の適正な処理を確保するため、各種法制度の整備・運用を行うとともに、先進的な事例に関する情報提供等により、普及啓発を行う。 （政府）廃棄物の循環利用を進めるため、廃掃法上の特例制度である、再生利用に係る特例制度や広域認定制度の円滑な運用を図る。令和6年5月に成立した再資源化事業等高度化法により、再生資源の質と量の確保とともに動静脈連携を進める。排出量の増大が見込まれる使用済み太陽光パネルについて、リサイクル促進に向けた制度を整備する。さらに、再生利用が進んでいない分野に加えて、実用化されている技術についても選別技術の向上や再生品の品質安定化、低コスト化などを図り、再生品の利用を促進するための技術開発を進める。 参考サイト：（1）太陽光発電設備リサイクル制度小委員会 環境省 (env.go.jp) （2）再資源化事業等高度化法の概要000229697.pdf (env.go.jp)
⑧産業廃棄物の最終処分量	約7.8百万トン	

※各目標値の達成に向けてこれらの施策を実施していくとともに、取組状況や政策効果を把握しつつ、各目標値の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要な施策を講ずるものとする。

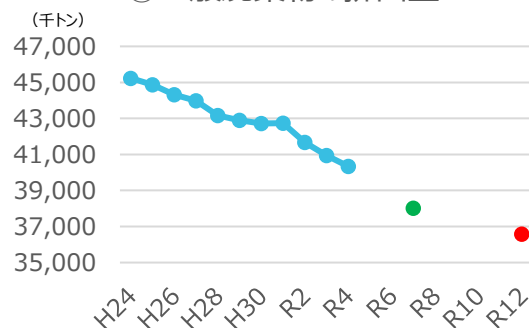
令和6年9月19日	第57回循環型社会部会（変更の骨子案について）
11月	意見公募
12月	第58回循環型社会部会（変更案について）
令和7年2月	公布

参考：循環計画と廃掃法基本方針の指標

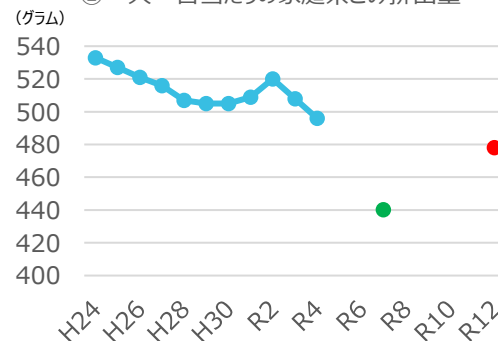
第四次循環計画	第五次循環計画	廃掃法基本方針（現行）	廃掃法基本方針（変更）
出口側の循環利用率	出口側の循環利用率	なし	なし
一般廃棄物の出口側の循環利用率	なし	一般廃棄物の出口側の循環利用率	一般廃棄物の出口側の循環利用率
産業廃棄物の出口側の循環利用率	なし	産業廃棄物の出口側の循環利用率	産業廃棄物の出口側の循環利用率
最終処分量	最終処分量	なし	なし
一般廃棄物の排出量	なし	一般廃棄物の排出量	一般廃棄物の排出量
一般廃棄物の最終処分量	なし	一般廃棄物の最終処分量	一般廃棄物の最終処分量
産業廃棄物の排出量	なし	産業廃棄物の排出量	産業廃棄物の排出量
産業廃棄物の最終処分量	なし	産業廃棄物の最終処分量	産業廃棄物の最終処分量
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	なし	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量
なし	一人一日当たりごみ焼却量	なし	一人一日当たりごみ焼却量

参考：各指標の実績について

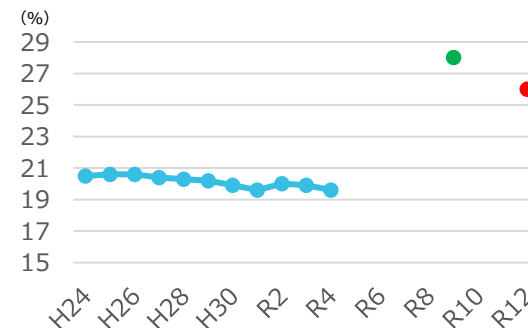
①一般廃棄物の排出量



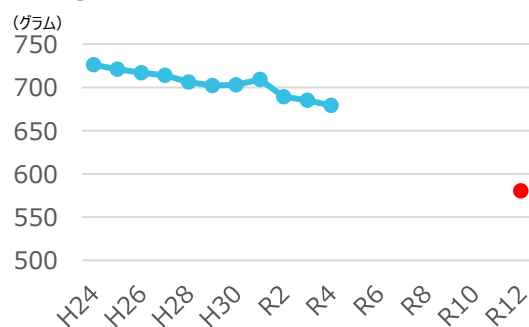
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量



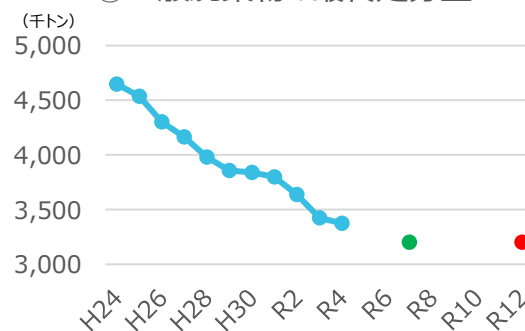
③一般廃棄物の出口側循環利用率



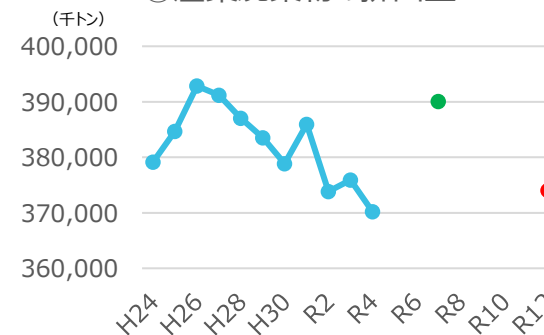
④一人一日当たりごみ焼却量



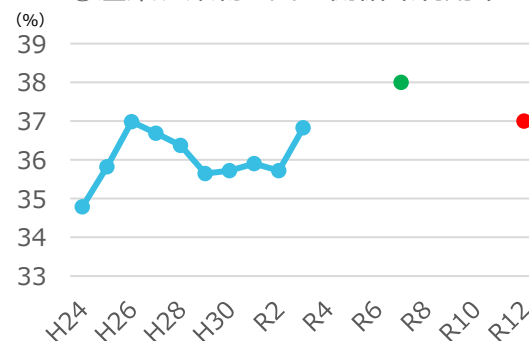
⑤一般廃棄物の最終処分量



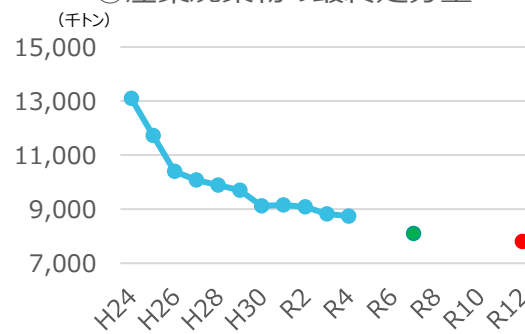
⑥産業廃棄物の排出量



⑦産業廃棄物の出口側循環利用率



⑧産業廃棄物の最終処分量



- 実績値
- 現行目標値
- 変更後目標値

出所：一般廃棄物処理実態調査、産業廃棄物排出・処理状況調査、循環利用量実態調査を元に作成。

※②、③、⑥、⑦については、現行よりも低い目標値となっているが、過去の実績や経済活動の見通しなどを基に、各取組を進めた場合の効果を現時点で最大限見込んだ値として設定。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（基本方針）

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

参考：廃掃法基本方針の概要

- 廃掃法の基本方針では、第二章に廃棄物の減量その他その適正な処理に関する**目標**について**設定**している。
- 第三章以降には、**各主体の役割**など、具体的な取組内容を含めた**施策を推進するための基本的事項等**を定めている。

基本方針の全体構成

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
六 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

各主体の役割

国民の役割	事業者の役割	地方公共団体の役割	国の役割
●商品購入の際、環境に配慮された商品を選択 ●廃棄物の排出抑制 ●リユース、分別排出 など	●廃棄物の排出抑制 ●物の製造、加工、販売時の配慮 ●リサイクルの推進 ●廃棄物の適正な処理の確保 など	●廃棄物の分別収集、リサイクルの推進 ●廃棄物の適正な処理を確保するための取組 ●廃棄物処理の広域化・集約化 など	●各種法制度の整備、適切な運用 ●国民、事業者、地方公共団体の取組の促進・支援 ●廃掃法の特例制度等の円滑な運用 など